

新たな需給調整システムへの移行の検証に関する検討会の概要（平成18年3月28日）

主な意見の概要

- ・ 17年産で見ると生産調整未達成の部分から出てきた過剰生産部分、つまり配分数量からのオーバー分が2.4%というのは、実効性としては立派な数字。
- ・ 非参加者の生産過剰分が17万トンということであるが、産地の実感ではもっと多い数量が市場に出ていないかという感じがある。流通量の2.4%ということだが、いずれにしても、青果物と同様に、米は数%の生産の増減でも価格が変動し得ると考える。
- ・ 計画生産に取り組む担い手の経営対策、主食以外の作物対策、過剰米対策と主産地での需給調整の取り組みを支える支援対策が必要。
- ・ 米の需要量の減少、生産調整非参加者の過剰生産や担い手確保の推進等を踏まえ、どのようにして今後のシステムを作り上げていくのか、改善をしていくのかを議論していく必要。
- ・ 農業者団体の資料の中に条件整備で対策が必要とあるが、農業者の主体的な取組みという切り口と合うのかどうかという問題がある。
- ・ 地域協議会の役割が重要であり、第三者機関的組織としてどう考えるのかももう少し議論が必要。
- ・ 協議会の運営だけで新たな需給調整システムが定着するものではないのではないか。
- ・ 現場では、誰のための生産調整なのか未だに良く分かっていない農業者がいるのも事実であるが、移行できるかどうかの結論を早く出してくれれば、それに対応して実効あるものとなるよう地域も努力していく。
- ・ 新たなシステムは、翌年産の米の生産量に関する情報をできるだけ早い時期に示すものとし、また、シンプルなものとして欲しい。
- ・ 産地づくり対策等の支援策については、国の方でも早めに出してもらえば、新たな需給調整について、集落で早く考えて議論していくことができ、不安も払拭できる。
- ・ 18年度のガイドラインについて、協力できない人に押しつけても実効できるのかということは、18年産の実績を見てもないと答えが出ないのではないか。
- ・ 19年産の移行を目指している中で、7月には麦の作付計画も始まるし、翌年産米の種子や肥料等の資材を予約・調達していく必要があることから、7月までには一定の方向を示す必要がある。
- ・ 品目横断的経営安定対策の導入とも連携して、現在地域では取組みを進めており、早急に新たな需給調整システムの具体案を示して欲しい。
- ・ 法人協会提出資料についてだが、さらにきちんと精査するとともに、集落営農の構造改革の位置付けや「貸し剥がし」の問題についてさらにしっかりと整理する必要。
- ・ 生産調整非参加者について、収益性の面からの分析も行う必要。
- ・ 生産調整非参加者の状況分析について、集荷円滑化対策の加入者ベースに基づく分析だけで良いのか。
- ・ 流通の問題、消費拡大の取組、エネルギー資源への活用や観光資源等を含めた水田の有効活用について検討すべき。
- ・ 議論が拡散しがちなことから、第1回目の検討会で議論のあった論点に基づいて、一步ずつ前に進める議論をしていく必要。